

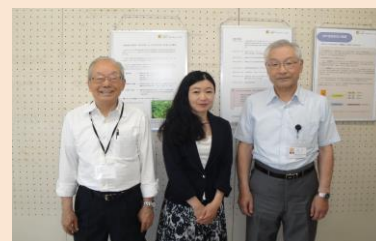
【広報紙「生涯サポートコスモ」第17号・第18号より抜粋】

篠原 忠 先生の退会に寄せて (その1)

今回は、本年3月31日付けでの社会保険労務士会退会に伴い当社団も退会された篠原忠先生に、社会保険労務士として、さらには当法人における活動について振り返っていただくために桑原顧問、松尾顧問にも同席いただいてインタビューした内容を掲載いたします。(編集委員 萩原)

萩原) 篠原先生は当社団法人の創設の時から参加され、基盤づくりにご尽力いただくとともに、特に年金相談会では支援相談員として、後輩の相談員から非常に頼りにされておりました。

またご自身の年金相談の経験を通じてまとめられた独自の資料を、「障害年金裁定請求実務の基礎」という年金相談者の必携書ともいべき実務書の編著者として、長年にわたるノウハウを惜しみなく公開いただいたという点で、創設したばかりのコスモの方向性づくりに多大の貢献をいただきありがとうございました。



勤労福祉会館相談会の様子

最初に社会保険労務士の資格を取得された経緯について、お伺いしたいと思います。

篠原) 退職後何もしないのもさみしいので、資格を活かした仕事をしようと思いたち社会保険労務士が面白そうだなと思ったのが最初です。在職中に労働組合とやり取りをしていた関係で、労務問題に関係する法律として労働基準法をはじめとした労働法が実務上必要で、よく勉強していました。そのようなこともあり社会保険労務士の資格に関心を持つようになり、取得しようと思ったものです。

実際には退職した年は半年間しか勉強する時間がなくて間に合わず、次の年まで勉強して平成15年度の試験で合格、翌年登録しました。社会保険労務士を取得した後は労働法を中心にやろうと思っていましたが、入会した時に区の福祉事務所での資産調査員の話があり、その業務の中で年金実務が求められたこともあって、その後の活動は年金を中心にしたものになりました。

萩原) それでいよいよ年金を中心にした社会保険労務士の仕事が始まったわけですね。あまり年金実務のご経験はなかったように伺いましたが、最初のころはいかがでしたか？

篠原) はじめて仕事場に行って、社労士ということでこれやってくれませんかと言われた仕事が障害年金の裁定請求でした。年金は受験の時に勉強した程度の知識しかなかったので、弱ったなと思った記憶があります。その日の勤務終了後、まっすぐ池袋のジュンク堂書店に行き、年金の専門書を探しにいったのを覚えています。

最初買った専門書が「障害年金の請求の仕方の解説～精神障害者・知的障害者のために～」という大判の本でした。現在は絶版になっていますが、全国精神障害者家族会連合会の編纂になる本で、障害年金の請求の仕方についての詳細な解説があり、非常に参考になりました。その後しばらくは手許において、折に触れて開いて疑問を解決するといった私にとってはバイブルのようなものでしたね。

そのころは障害年金の専門書があまり出しておらず、あとは「障害給付のQ&A」(注1)を出版していた厚生出版や服部年金企画の本など。社会保険事務所(現年金事務所)に障害年金の手続きに行ったときに、当時のベテラン職員の方々からいろいろ教えてもらったのも大いに役に立ちました。

その後では、コスモの前身の自主研で使用した障害年金実践マニュアルや障害年金に関する社会保険審査会の裁決集も参考になりましたね。特に争いになったものは争点が明確になっており、それに関して解説されているのでとても参考になりました。(注2)



篠原 忠先生



障害年金裁定請求実務の基礎 第6版

萩原) 障害年金の手続きをおやりになって、その当時は年金実務については初心者だったと思いますが、感想はいかがでしたか？

篠原) おもしろいというよりもやはり大変でしたよ。ただ社会保険労務士としてできないというわけにはいかないの、参考書と首っぴきになってやりました。時間があるときに参考書をざっと読んでおくと、実際に必要になったときに内容がおぼろげに思い出され、あの辺にあったなと大体見当がついてくる。それを繰り返しているうちに障害年金がなんとなく見えてくるようになった記憶があります。それに厚生労働省の障害年金認定基準も参考にしました。厚生労働省のHPから認定基準を出力して、その後の改正内容の概要を書いておく。当時は改正が多かったので、具体的な事例にあたりながら関連する部分を繰り返し見て改正箇所を追いかけるという方法をとっていました。そのようにしているうちに全体が見えてきて、非常に理解が進みましたね。

それと実務について、「例えば、障害等級3級の方が亡くなったときは、障害等級2級の者が亡くなったものとする」との扱いは一般の本には出ていない。そんな時には通達にあたりました。参考書と比べると読みにくいものですが、根拠条文も出ており、これは非常に勉強になりました。

萩原) 先ほど最初に障害年金をおやりになったのは、区の仕事でとおっしゃいましたが、そのあたりのところをもう少し詳しく教えていただけませんか？

篠原) 資産調査員というのは、実際の業務は年金を中心にしたものになるのですが、その中で障害年金をてがけることが多くありました。練馬区が資産調査員を導入した時、最初に私を含め社会保険労務士3人がそれぞれの福祉事務所に配属されました。当時は杉並区が資産調査員制度をスタートさせたのが早く、参考のために話を聞きに行こうって、実際の様子を教えてもらいに行ったことがありました。練馬区は杉並区の1年遅れのスタートでしたね。

注1 「障害給付のQ&A」は当時は厚生出版社より発行されていたが平成16年7月で絶版。その後平成24年2月に旧版の改訂版を健康と年金出版社が発行し、現在も毎年改訂版が発行されている。

注2 「障害年金請求援助・実践マニュアル」監修・編集 高橋芳樹 中央法規出版
「採決事例による社会保険法」加茂紀久男著 民事法研究会出版 <次号へ続く>

篠原 忠 先生の退会に寄せて (その2)

前号に引き続き、昨年3月31日付けで退会された篠原忠先生に、障害年金を中心とした社会保険労務士としての活動について、そして当法人における年金講座の基本テキストである「障害年金裁定請求実務の基礎」の編著者さらにはセミナー講師などの活動についてふり返っていただきました。
(編集委員 萩原)

萩原) 篠原先生がいつも年金相談の時に持参されているファイルがありますが、何か疑問が生じたときや確認したいことができたときには、そのファイルから目的のものを探し出して、答えておられるのが印象に残っています。

そのような姿を目にするにつけ、本当に幅広い範囲まで、そして細かな部分に至るまで関係する資料を持っておられることに感心させられていました。

年金相談者として実際の相談の場面で必要なものがそろっているという点で、後の「裁定請求実務の基礎」の原型になっていると思いますが、どのようにしてあのようになったのでしょうか？

篠原) 年金相談を受ける度に必要になった資料をピックアップしたり、関係する知識を再確認するための覚えとしてメモ書きをしていましたが、そうしているうちに資料がどんどん集まっていったので、クリアファイルに入れていったんです。そうこうするうちに古くなったものを削除したり、改正になったものを差し替えるということをやっているうちに、現在の中身になりました。

障害年金だけでなく年金全般をやっていたので、その時々で出てきた傷病や症状に関する資料、そして疑問に思ったことを調べながら参考資料や通達にあたって必要になったものをどんどん入れていったんです。

資料を集め始めたきっかけは、コスモの前身の自主研究会ができてからまもなく相談会を定期的に行うようになりましたが、その相談会終了後の反省会の時に、桑原さんから資料を集めた方が良いでしょうよってアドバイスを受けて、それで資料を集めたり整理を始めるようになったんです。



年金ゼミナールプロセスの様子

萩原) 資料の整理のお話が出ましたが、障害年金の裁定請求の一連の手続きが終わった後で、復習のようなことはなさっていたんですか？

篠原) 資産調査員の仕事では年金の裁定請求の一連の手続きが終わると書類は全部渡してしまいます。したがって特に復習はしないんですが、ケースワーカーの方で熱心な方がおられ、いろいろ説明を求められることがありました。それに答えているうちに自分自身も整理できたり、ケースワーカーの方もどんどん詳しくなっていました。資産調査員を辞めるときに皆さんから「ありがとうございました」って言われたのはうれしかったですね。障害年金が受給決定になったり、ケースワーカーの方にも喜んでもらったりして、社会保険労務士になって本当に良かったと思いましたよ。

松尾) 資産調査員の仕事で最も重要なのは収入の認定なんですが、その中でも年金調査をしっかり行って本来受けられる年金の受給権を取るというのが、とても重要なんですね。まさにその部分を組織的にやっていくのが資産調査員という仕事なんです。老齢・遺族・障害というすべての年金に関して発掘をしていくというのが役割なんです。

篠原) 障害年金を徹底してやっていくと老齢年金にも遺族年金にもつながってってしまうという部分は、確かにありますね。

萩原) そのあたりからいよいよ障害年金裁定請求実務の基礎になるわけですね。年金ゼミナールのテキストとしても活用させていただいていますが、このきっかけはなんだったんでしょうか？

篠原) この本の構成を最初に考えたとき、障害年金の実務の基礎として何が必要かを考えました。最初は請求の仕方とか、実際の手続きに必要なポイントで大切なものは何かなど。それらを全体を通して整理していったら、最後に参考資料を追加していったのが裁定請求実務の基礎になったという次第ですね。

実務上よく出てきたのが、障害年金の更新時の級落ちの問題なんですが、差引きとかあってこれは難しい。必要なものを追加したり盛り込んでいったんですが、中身がどんどん増えていきました。その時々で改定があったものやこれは入れておきたいと思ったものなどをその都度たしていったら、体系化していきました。

松尾) 年金ゼミナールのテキストとして使い始めたときは分冊の形式でしたが、どんどん増えていったら、2017年の第5版から製本するようになったんですね。総ページ数が、第5版の199Pに対して最新版の第8版では312Pと100P以上厚くなりました。

篠原) やっているうちに通達や関連する資料などが、より深く正確に理解するためにはどうしても必要になってくる。そういうものを追加していったら、それに説明文を追加するということをしているうちにどんどん厚くなってしまいましたね。

萩原) 個別の障害年金の相談を受ける中で、これはお手上げだとか非常に苦労したことはありますか？

篠原) 相談に来られたお客様がダメだと思ったものが受給できた時がありました。ご自分で裁定請求をおやりになってダメで、他の人に相談しても難しいですねって言われ、それで私のところに持ってこられたんですが。私自身もどうなるかわからないので、精一杯頑張りますよって言いながら始めました。保険料の納付要件や加入要件だったらどうしようもないですが、障害状態要件や長期間にわたるもの、精神疾患や内部疾患が多少でもあるようでしたら調べる余地があると思ってやりました。その結果が受給につながって、非常に喜ばれました。

萩原) 篠原先生が社労士をおやめになること、コスモを退会されることはとても残念ですが、先生が残してくれた障害年金裁定請求実務の基礎、そして年金相談に取り組む姿勢やアプローチの方法などは、これからのコスモでも引き継いでいきたいと思います。本日はありがとうございました。